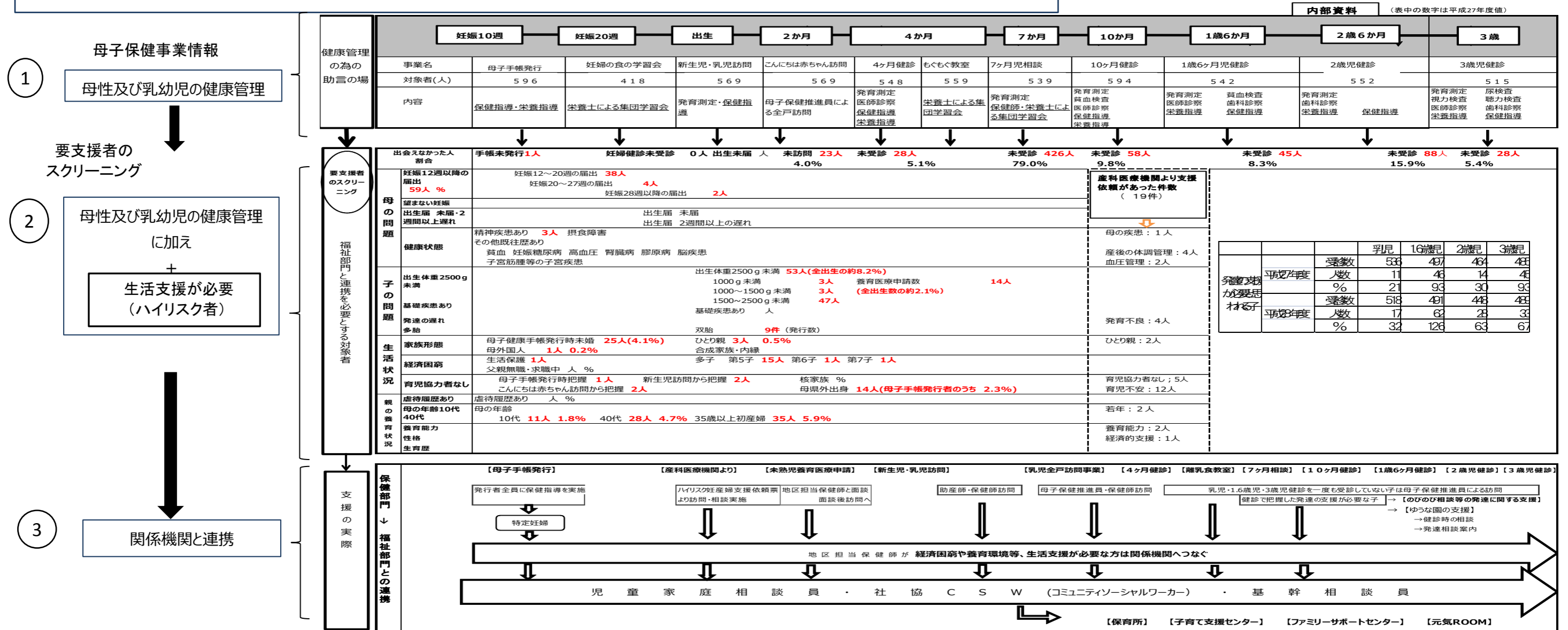


# 母子保健情報を有効活用し切れ目ない支援を確保する仕組みの構築に向けて（利用者支援事業の母子保健型の活用について）

## ○ 利用者支援事業

「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」を確保する機能を持つ「仕組み」をつくるための財源的な裏付けとして、子ども・子育て交付金の利用者支援事業を活用



## 【 利用支援事業を通して今後の展開 】

母性及び乳幼児の健康の保持増進及び虐待予防の観点から

1. 乳幼児期における健康実態等からニーズの把握・分析・課題の提起 → 子育て関連機関・医療機関等との情報共有し子育て支援内容の充実へ（体制構築）
2. ハイリスク者の関係機関への連絡票の検討、管理台帳等の整備
3. 妊婦健診からの保健指導・栄養指導の強化（妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病等→将来の糖尿病・透析への予防：医療費適正化の観点から）
4. 新生児訪問～4ヶ月健診までの母子支援の体制整備
  - ①乳幼児全戸訪問の未訪問者への訪問
  - ②乳幼児訪問時データ、新生児訪問時データの入力
  - ③2ヶ月児訪問実施に向けての体制整備及び実施